

別表 1

日本が武力攻撃された場合の米軍の役割の変遷

+ 他の地域への協力内容の変遷

	旧ガイドライン（１９７８年）	新ガイドライン（１９９７年）	新・新ガイドライン（２０１５年）
I 侵略を未然に防止するための態勢	米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。	米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。	日米両政府は、日米同盟を継続的に強化する。各政府は、その国家安全保障政策に基づき、各自の防衛態勢を維持する。日本は、「国家安全保障戦略」及び「防衛計画の大綱」に基づき防衛力を保持する。米国は、引き続き、その核戦力を含むあらゆる種類の能力を通じて、日本に対して拡大抑止を提供する。米国はまた、引き続き、アジア太平洋地域において即応態勢にある戦力を前方展開するとともに、それらの戦力を迅速に増強する能力を維持する。（I. 防衛協力と指針の目的）
II 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等			
1 日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合			自衛隊及び米軍は、必要な部隊展開の実施を含め、共同作戦のための適切な態勢をとる。日本は、米軍の部隊展開を支援するための基盤を確立し及び維持する。日米両政府による準備には、施設・区域の共同使用、補給、整備、輸送、施設及び衛生を含むが、これらに限らない相互の後方支援及び日本国内の米国の施設・区域の警護の強化を含み得る。
2 日本に対する武力攻撃がなされた場合			
(1)	日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、態様等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力を求めて、これを排除する。		日本は、日本の国民及び領域の防衛を引き続き主体的に実施し、日本に対する武力攻撃を極力早期に排除するため直ちに行動する。自衛隊は、日本及びその周辺海空域並びに海空域の接近経路における防勢作戦を主体的に実施する。米国は、日本と緊密に調整し、適切な支援を行う。米軍は、日本を防御するため、自衛隊を支援し及び補完する。米国は、日本の防衛を支援し並びに平和及び安全を回復するような方法で、この地域の環境を形成するための行動をとる。…米国は、日本に駐留する兵力を含む前方展開兵力を運用し、必要に応じその他のあらゆる地域からの増援兵力を投入する。日本は、これらの部隊展開を円滑にするために必要な基盤を確立し及び維持する。日米両政府は、日本に対する武力攻撃への対処において、各々米軍又は自衛隊及びその施設を防護するための適切な行動をとる。（2. 日本に対する武力攻撃が発生した場合 a. 整合のとれた対処行動のための基本的考え方）
(i) 作戦構想	自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防勢作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。	(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国はその日本に対して適切に協力する。(ロ) 自衛隊は、主として日本領域及びその周辺海空域において防勢態勢を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。	
(a) 陸上作戦	陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施する。陸上自衛隊は、阻止、持久及び反撃のための作戦を実施する。米陸上部隊は、必要に応じ来援し、反撃のための作戦を中心に陸上部隊と共同して作戦を実施する。	自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。	自衛隊及び米軍は、日本に対する陸上攻撃に対処するため、陸、海、空又は水陸両用部隊を用いて、共同作戦を実施する。自衛隊は、島嶼に対するものを含む陸上攻撃を阻止し、排除するための作戦を主体的に実施する。必要が生じた場合、自衛隊は島嶼を奪回するための作戦を実施する。このため、自衛隊は、着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦、水陸両用作戦及び迅速な部隊展開を含むが、これに限られない必要な行動をとる。自衛隊はまた、関係機関と協力しつつ、潜入を伴うものを含め、日本における特殊作戦部隊による攻撃等の不正規型の攻撃を主体的に撃破する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。（iv. 陸上攻撃に対処するための作戦）
(b) 海上作戦	海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防衛のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。米海軍特殊部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。	自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。	自衛隊及び米軍は、日本の周辺海域を防衛し及び海上交通の安全を確保するため、共同作戦を実施する。自衛隊は、日本における主要な港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における艦船の防護並びにその他の関連する作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、沿岸防衛、対水上戦、対潜戦、機雷戦、対空戦及び航空阻止を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、当該武力攻撃に関与している敵に支援を行う船舶活動の阻止において協力する。（iii. 海域を防衛するための作戦）
(C) 航空作戦	航空自衛隊は、防空、着上陸侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を撃退するための作戦を実施する。	自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。	自衛隊は、航空優勢を確保しつつ、防空作戦を主体的に実施する。このため、自衛隊は、航空機及び巡航ミサイルによる攻撃に対する防衛を含むが、これに限られない必要な行動をとる。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。（i. 空域を防衛するための作戦）
(ハ) その他の脅威への対応		(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。	自衛隊及び米軍は、日本に対する弾道ミサイル攻撃に対処するため、共同作戦を実施する。自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル発射を早期に探知するため、リアルタイムの情報交換を行う。弾道ミサイル攻撃の兆候がある場合、自衛隊及び米軍は、日本に向けられた弾道ミサイル攻撃に対して防衛し、弾道ミサイル防衛作戦に従事する部隊を防護するための実効的な態勢を維持する。自衛隊は、日本を防護するため、弾道ミサイル防衛作戦を主体的に実施する。米軍は、自衛隊の作戦を支援し及び補完するための作戦を実施する。（ii. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦）

				自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする。領域横断的な協力の例には、次に示す行動を含む。自衛隊及び米軍は、適切な場合に、関係機関と協力しつつ、各々のISR態勢を強化し、情報共有を促進し及び各々のISRアセットを防護する。 米軍は、自衛隊を支援し及び補完するため、打撃力の使用を伴う作戦を実施することができる。 米軍がそのような作戦を実施する場合、自衛隊は必要に応じ、支援を行うことができる。これらの作戦は、適切な場合に、緊密な二国間調整に基づいて実施される。日米両政府は、第VI章に示す二国間協力に従い、宇宙及びサイバー空間における脅威に対処するために協力する。（V．領域横断的な作戦）
III 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力	日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関係取極及び日本の関係法令によって規律される。			
	日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対して行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に関する研究が含まれる			
v 日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）の協力		1 周辺事態が予想される場合 2 周辺事態への対応 （1）日米力国政府が各々主体的に行う活動における協力 （イ）救援活動及び避難民への対応のための措置 （ロ）捜索・救援（ハ）非戦闘員を退避させるための活動 （ニ）国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動 （ii）米軍の活動に対する日本の支援（イ）施設の使用（ロ）後方地域支援 （3）運用面における日米協力		
D. 日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動				1. アセットの防護、2. 捜索・救援、3. 海上作戦、4. 弾道ミサイル攻撃に対処するための作戦、5. 後方支援
E.日本における大規模災害への対処における協力				
V.地域の及びグローバルな平和と安全のための協力				A.国際的な活動における協力 1.平和維持活動 2.国際的な人道支援・災害救援 3.海洋安全保障 4.パートナーの能力構築支援 5. 非戦闘員を退避させるための活動 6.情報収集、警戒監視及び偵察 7.訓練・演習 8.後方支援 B.三か国及び多国間協力
VI.宇宙及びサイバー空間に関する協力				A.宇宙に関する協力 B.サイバー空間に協力
VII.日米共同の取組				A.防備装備・技術協力 B.情報協力・情報保全 C.教育・研究交流
VIII.見直しの手順				